

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

社会人選考

研 究 科	専 攻	試 験 科 目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	小論文 I （志望専修科目の基礎） 憲法研究 B	不可

憲法 62 条に定められた両議院の国政調査権の意義と限界について論じなさい。

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

社会人選考

研 究 科	専 攻	試 験 科 目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	小論文Ⅱ（志望専修科目の基礎）憲法研究 B	不可

プライバシーの権利とはどのようなものか、学説や判例を手がかりに論じなさい。

令和 8 年度 国士舘大学大学院入学試験

出題の意図と採点のポイント

研究科名	法学研究科 法学専攻
試験期別	I 期
試験区分	社会人選考
試験科目名	憲法研究 B I ・ II (小論文)

■ 出題の意図

- ・ 小論文 I
憲法 62 条に定められた両議院の国政調査権の意義と限界について、基本的な説明を求める問題。
- ・ 小論文 II
憲法 13 条を根拠として学説や判例によって憲法上の権利として認められているプライバシーの権利について、基本的な説明を求める問題。

■ 採点のポイント

- ・ 小論文 I
 - ① 国政調査権の意義
 - ② 国政調査権の限界（司法権との関係、行政権との関係、人権保障との関係）
- ・ 小論文 II
 - ① プライバシーの権利の沿革と意味
 - ② 自己情報コントロール権としてのとらえ方
 - ③ 違憲審査の基準